

2021 年度

履 修 要 項

総合生命理学部

名 古 屋 市 立 大 学

2021 年度

履
修
要
項

総
合
生
命
理
学
部

名
古
屋
市
立
大
学

目 次

1. 総合生命理学部の専門教育について……………	1
2. 2021年度総合生命理学部学事日程……………	2
3. 総合生命理学部カリキュラムについて……………	5
4. 履修のしくみと登録について……………	12
5. C A P 制について……………	14
6. 試験及び成績について……………	15
7. 暴風警報発令時等の緊急時における授業・試験の対応について……………	18
8. 授業の欠席について……………	19
9. 休学・復学・退学について……………	19
10. G P A 制度について……………	20
11. 学業成績優秀者の表彰制度について……………	21
12. 教員免許状の取得について……………	22
13. 総合生命理学部専任教員……………	26
14. 名古屋市立大学総合生命理学部履修規程……………	28
15. 名古屋市立大学大学院理学研究科の概要……………	44
16. 滝子（山の畑）キャンパス配置図……………	45

1. 総合生命理学部の専門教育について

【人材養成に関する目的】

1. 生命科学を中心に、自然科学全般と数理情報科学の基礎を身に付けた上で専門分野を学修することで、柔軟な思考ができる人材を養成する。
2. 理学の総合的な学修を通じて、情報収集力、論理的思考力、企画力、実行力を備え、イノベーションの創出に貢献する人材を養成する。
3. グローバルな視野を持ち、地域社会の発展に貢献する人材を養成する。

【専門教育科目の教育目標】

上記の人材養成に関する目的を達成するために、以下の教育目標を定める。

1. 生命科学を中心に理学の基礎を広く学修し、将来的に様々な分野の職業人として主体的に活躍できる柔軟な能力を身に付ける。
2. 課題発見能力を持ち、論理的な思考と協調性をもって課題に取り組める能力を身に付ける。
3. グローバルな視野を持ち、実用的なコミュニケーション力を身に付ける。
4. 情報を効果的に整理・分析し、効率的に作業を進める能力を身に付ける。

【カリキュラム・ポリシー】

上記の教育目標を実現するために、以下の教育課程の編成方針を掲げる。

1. 生命科学を中心に理学を総合的に理解するため、理学の基礎を学ぶ科目を配置する。
2. 各自の興味に応じた専門性を身に付けるための科目を配置する。
3. 実践を通して自然現象を理解するため、生命科学分野及び物質科学分野の実験科目を配置する。
4. 理学の学修と研究に必要となる実践的な語学能力を身に付ける科目を配置する。
5. 情報処理技術を駆使できる人材を育成するため、実践的な情報教育科目を配置する。
6. 自らがより深く学ぶ専門分野を発見するための科目を配置する。
7. 特定のテーマを設定し、研究活動を実践する卒業研究を実施する。

【ディプロマ・ポリシー】

上記の教育目標の下、提供する科目を履修する過程で以下に示す能力を身に付けた学生に対し、学士(理学)の学位を授与する。

1. 生命科学を中心に理学の基本的な知識を総合的に修得し、その上で各自の専門分野で活躍できる知識と能力を身に付けている。
2. 社会人として必要な幅広い視野と教養を身に付けている。
3. 未知のものに対する興味を持ち、問題を発見する観察眼と問題を解決する能力を身に付けている。
4. グローバルな視野を持ち、実用的なコミュニケーション力を身に付けている。
5. 情報を効果的に整理・分析し、効率的に作業を進める能力がある。

2. 2021年度総合生命理学部学事日程

【前期】

	日	月	火	水	木	金	土	学 事
4月					1	2	3	3/29-1 履修登録期間(単位互換科目(前期)) 2 新入生合同ガイダンス 2 英語力調査(新入生) 5 入学式 6 総合生命理学部新入生ガイダンス
	4	5	6	7	8	9	10	6-12 履修登録期間(前期・後期・通年科目) 13 前期授業開始
	11	12	13 ①	14 ①	15 ①	16 ①	17	13-19 履修登録状況確認期間
	18	19 ①	20 ②	21 ②	22 ②	23 ②	24	
	25	26 ②	27 ③	28 ③	29 ③	30 ③		29 昭和の日【授業開講日】
5月							1	
	2	3 ③	4	5	6 ④	7 ④	8	3 憲法記念日【授業開講日】
	9	10 ④	11 ④	12 ④	13 ⑤	14 ⑤	15	10-14 履修取消期間(後半科目以外)
	16	17 ⑤	18 ⑤	19 ⑤	20 ⑥	21 ⑥	22	17-21 補講期間1(6限)
	23	24 ⑥	25 ⑥	26 ⑥	27 ⑦	28 ⑦	29	
	30	31 ⑦						
6月			1 ⑦	2 ⑦	3 ⑧	4 ⑧	5	
	6	7 ⑧	8 ⑧	9 ⑧	10 ⑨	11 ⑨	12	
	13	14 ⑨	15 ⑨	16 ⑨	17 ⑩	18 ⑩	19	14-18 補講期間2(6限)
	20	21 ⑩	22 ⑩	23 ⑩	24 ⑪	25 ⑪	26	
	27	28 ⑪	29 ⑪	30 ⑪				
7月					1 ⑫	2 ⑫	3	
	4	5 ⑫	6 ⑫	7 ⑫	8 ⑬	9 ⑬	10	5-9 履修取消期間(後半科目) 5-9 履修登録期間(集中講義(前期))※予定
	11	12 ⑬	13 ⑬	14 ⑬	15 ⑭	16 ⑭	17	12-16 補講期間3(6限)
	18	19 ⑭	20 ⑭	21 ⑭	22 ⑮	23 ⑮	24	22・23 海の日・スポーツの日【授業開講日】
	25	26 ⑮	27 ⑮	28 ⑮	29 試	30 試	31	28 前期授業最終日 29-8/4 前期期末試験
8月	1	2 試	3 試	4 試	5	6	7	5-9/23 夏季休業期間
	8	9	10	11	12	13	14	10 追試験願の提出期限 10-13 集中講義予定期間1
	15	16	17	18	19	20	21	16-20 集中講義予定期間2 20 追試験・再試験受験許可者及び時間割発表表
	22	23	24	25	26	27	28	20-24 再試験受験 受付期間(休日除く) 23-27 集中講義予定期間3
	29	30 追再	31 追再					30-9/1 前期追試験・再試験期間
9月				1 追再	2	3	4	
	5	6	7	8	9	10	11	6-8 履修登録期間(単位互換科目(後期))※予定 6-10 集中講義予定期間4
	12	13	14	15	16	17	18	13 前期成績発表 13-17 履修登録期間(後期科目の履修(修正)登録)※予定
	19	20	21	22	23	24 ①	25	24 後期授業開始
	26	27 ①	28 ①	29 ①	30 ①			24-30 履修登録状況確認期間

は、学部等事務室業務を取り扱いません。○は、講義開講日(数字は講義回数)です。

※国民の祝日に関する法律に規定する休日は学則で休業日とされていますが、前期授業回数確保のため4月29(木)、5月3日(月)、7月22日(木)、7月23日(金)を授業開講日とします。

※夏季休業期間は学則で9月30日までとされていますが、後期授業回数確保のため9月24日(金)より授業を開始します。

【後 期】

	日	月	火	水	木	金	土	学 事
10 月	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24 ^①	9/25	9/24 後期授業開始
	9/26	9/27 ^①	9/28 ^①	9/29 ^①	9/30 ^①	1 ^②	2	24-30 履修登録状況確認期間
	3	4 ^②	5 ^②	6 ^②	7 ^②	8 ^③	9	
	10	11 ^③	12 ^③	13 ^③	14 ^③	15 ^④	16	
	17	18 ^④	19 ^④	20 ^④	21 ^④	22 ^⑤	23	
	24	25 ^⑤	26 ^⑤	27 ^⑤	28 ^⑤	29 ^⑥	30	25-29 履修取消期間(後半科目以外) 28 開学記念日【授業開講日】
	31							
11 月		1 ^⑥	2 ^⑥	3	4 ^⑥	5 ^⑦	6	
	7	8 ^⑦	9 ^⑥	10 ^⑥	11 ^⑦	12 ^⑧	13	
	14	15 ^⑧	16 ^⑧	17 ^⑦	18 ^⑧	19 ^⑨	20	15-19 補講期間4(6限)
	21	22 ^⑨	23	24 ^⑧	25 ^⑨	26 ^⑩	27	
	28	29 ^⑩	30 ^⑨					
12 月				1 ^⑨	2 ^⑩	3 ^⑪	4	
	5	6 ^⑪	7 ^⑩	8 ^⑩	9 ^⑪	10 ^⑫	11	13-17 履修取消期間(後半科目)
	12	13 ^⑫	14 ^⑪	15 ^⑪	16 ^⑫	17 ^⑬	18	13-17 履修登録期間(集中講義(後期))※予定
	19	20 ^⑬	21 ^⑫	22 ^⑫	23 ^⑬	24	25	13-17 補講期間5(6限)
	26	27	28	29	30	31		24 開学記念日の振替休日 24・27・28 集中講義予定期間5(12/24・27・28、1/6) 25-1/6 冬季休業期間
1 月							1	
	2	3	4	5	6	7 ^⑭	8	6 集中講義予定期間5(12/24・27・28、1/6)
	9	10	11 ^⑬	12 ^⑬	13 ^⑭	14	15	7 後期授業再開
	16	17 ^⑭	18 ^⑭	19 ^⑭	20 ^⑮	21 ^⑮	22	11-13 補講期間6(6限)
	23	24 ^⑮	25 ^⑮	26 ^⑮	27 試	28 試	29	14 大学入学共通テスト準備のため休講
	30	31 試						15-16 大学入学共通テスト(滝子キャンパス立入禁止)
2 月			1 試	2 試	3	4	5	
	6	7	8	9	10	11	12	7 追試験願の提出期限
	13	14	15	16	17	18 追再	19	10 卒業論文発表会
	20	21 追再	22 追再	23	24	25	26	14 追試験・再試験受験許可者及び時間割発表
	27	28						14-16 再試験受験 受付期間
3 月			1	2	3	4	5	18-22 後期追試験・再試験期間
	6	7	8	9	10	11	12	21・22 卒業論文提出日
	13	14	15	16	17	18	19	25・26 前期日程入学試験(滝子キャンパス立入禁止)
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31			
3 月			1	2	3	4	5	1 後期成績発表
	6	7	8	9	10	11	12	8 中期日程入学試験(滝子キャンパス立入禁止)
	13	14	15	16	17	18	19	12 後期日程入学試験(滝子キャンパス立入禁止)
	20	21	22	23	24	25	26	
	27	28	29	30	31			25 卒業式

は、学部等事務室業務を取り扱いません。○は、講義開講日(数字は講義回数)です。

※冬季休業期間は学則で1月7日までとされていますが、後期授業回数確保のため1月7日(金)より授業を開始します。

2021 年度総合生命理学部集中講義一覧

【前期】

配当年次	科目名	単位	担当教員	開講期間
2 年	生物統計学	2	島谷 健一郎	前半 8 月 12 日(木)～8 月 13 日(金) 後半 8 月 23 日(月)～8 月 25 日(水)
2 年	解析学	2	西尾 昌治	8 月 16 日(月)～8 月 20 日(金)
2 年	適応生理学	2	小笠原 理紀	9 月 6 日(月)～9 月 10 日(金)
3 年	生態測定学	2	山本 一清 村瀬 香	8 月 10 日(火)～8 月 13 日(金)
3 年	応用統計学	2	古川 恭治	8 月 16 日(月)～8 月 20 日(金)
3 年	発生生物学	2	中村 輝	8 月 17 日(火)～8 月 20 日(金)
3 年	生命情報学Ⅱ	2	中川 草	9 月 6 日(月)～9 月 10 日(金)
4 年	物質科学各論	1	北浦 良	8 月 16 日(月)～8 月 20 日(金)
4 年	数理情報科学各論	1	浅芝 秀人	8 月 23 日(月)～8 月 27 日(金) のうちの 2 日間
4 年	生命科学各論	1	石原 健吾	9 月 6 日(月)～9 月 10 日(金) のうちの 2 日間

【後期】

配当年次	科目名	単位	担当教員	開講期間
2 年	生態学	2	村瀬 香	12 月 24 日(金)、 12 月 27 日(月)、 12 月 28 日(火)、 1 月 6 日(木)

※担当教員等の都合により、開講期間が変更されることがあります。

履修登録の方法等については、学務情報システムでお知らせします。

3. 総合生命理学部カリキュラムについて

3.1 2021年度学科課程表（総合生命理学科）

授 業 科 目		授業形態				区 分			開講学期及び単位数								備 考	
		講義	演習	実験	実習	必修	選択	自由	1年		2年		3年		4年			
									前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門基礎科目	総合理学概論A	○				○				2								
	総合理学概論B	○				○				2								
	総合理学実験入門			○		○			1								前半	
	生命科学実験			○			○				2						後半	
	物質科学実験			○			○				2						前半	
	生態学	○					○					2					集中	
	基礎生理学	○					○				2							
	適応生理学	○					○				2						集中	
	進化学Ⅰ	○					○				2							
	生物統計学	○					○				2						集中	
	生命情報学Ⅰ	○					○					2						
	生化学	○					○				2							
	分子生理学	○					○					2						
	細胞生物学	○					○					2						
	分子生物学Ⅰ	○					○					2						
	物理化学	○					○					2						
	有機元素化学	○					○				2							
	物理数学	○					○				2							
	地学概論	○					○					2						
	幾何学	○					○				2							
	代数学	○					○				2							
	解析学	○					○				2						集中	
		プログラミングⅠ		○				○				2						
		情報処理発展		○			○					2						
専門科目	生命科学科目	生態測定学	○				○						2				集中	
		応用生理学	○					○					2					
		古生物学	○					○						2				
		進化学Ⅱ	○					○					2					
		生命情報学Ⅱ	○					○					2				集中	
		植物生理学	○					○					2					
		応用生物学	○					○					2					
		発生生物学	○					○					2				集中	
		生物機能化学	○					○					2					
		分子遺伝学	○					○					2					
		分子生物学Ⅱ	○					○						2				
		クロマチン生物化学	○					○						2				
		総合神経科学	○					○						2				
		放射線生物学	○					○						2				
		生命科学各論	○					○							1		集中	
	物質科学科目	機器分析化学	○					○					2					
		量子力学	○					○				2						
		統計力学	○					○					2					
		物性物理学	○					○					2				隔年	
		天体物理学	○					○						2				
		物質科学各論	○					○							1		集中	
		幾何・代数学	○					○				2						
	数理情報科学科目	応用統計学	○					○					2				集中	
		情報数学A	○					○					2					
情報数学B		○					○						2					
プログラミングⅡ			○				○					2						
数理情報科学各論		○					○							1		集中		

授 業 科 目		授業形態				区 分			開講学期及び単位数								備 考	
		講義	演習	実験	実習	必修	選択	自由	1 年		2 年		3 年		4 年			
									前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
卒業研究関連科目	総合理学実習				○	○								3				
	専門演習Ⅰ		○			○									2			
	専門演習Ⅱ		○			○										2		
	専門演習Ⅲ		○			○											2	
	卒業研究Ⅰ		○			○									4			
	卒業研究Ⅱ		○			○										4	(4)	注1
	卒業研究Ⅲ		○			○										(4)	4	注2
外国語科目	自然科学英語	○				○						2						
	グローバルコミュニケーション		○			○							2					
専門関連科目	総合博物学	○					○					2						
	理科教育法 1	○						○						2				
	理科教育法 2	○						○							2			
	教育学概論 2	○						○				2						
	教職概論 2	○						○					2					
	教育制度論	○						○							2			
	学校教育心理学	○						○				2						
	特別支援教育 2	○						○					2					
	教育課程論	○						○							2			
	教育社会学	○						○				2						
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	○						○					2					
	教育方法論 2	○						○							2			
	生徒・進路指導論	○						○				3						
	教育相談	○						○							2			
	高等学校教育実習				○		○									3		通年
教職実践演習（中・高）		○				○										2		

【備考欄について】

- ・「前半」は学期の前半に開講される科目である。
- ・「後半」は学期の後半に開講される科目である。
- ・「集中」は学期末等に集中して開講される科目である。
- ・「隔年」は隔年で開講される科目である。
- ・「通年」は通年で開講される科目である。
- ・「注1」後期の配当は学籍異動等による未修得者を対象とする。
- ・「注2」前期の配当は学籍異動等による未修得者を対象とする。

- 1 教授会の議を経て授業科目を開設し、単位数又は開講年度を変更することがある。
- 2 他学部の授業科目の単位は6単位まで専門科目の単位として算入できる。

3.2 履修上の注意

授業科目には相互に関連のあるものがあります。ここでは、教養教育科目のうち情報科目及び基礎科目、専門教育科目のうち専門基礎科目、専門科目、専門演習Ⅰ～Ⅲ、卒業研究Ⅰ～Ⅲ、総合物理学について、その履修にあたり「修得済みであることが必要な科目」、「修得済みであることが望ましい科目」、「履修済みであることが望ましい科目」、「並行して履修することが望ましい科目」を示します。なお、「履修済みであることが望ましい」とは、修得（単位取得）できていなくてもよいことを意味します。表において、例えば情報処理応用（番号2）は1年次後期に配当された必修科目であり、その履修にあたり情報処理基礎（番号1）を修得済みであることが望ましいことを表します。

[]は必修科目であり、必ず履修することを意味します。なお、進級要件となる科目は、3年次以降に配当される科目の「修得済みであることが必要」等の欄に記載していません。また、11/12は「11または12」を意味し、(11)は「12及び13の代わりに11でも構わない」ことを意味します。

授 業 科 目				配当 時期	備考	番号	修得済みである ことが必要	修得済みである ことが望ましい	履修済みである ことが望ましい	並行して履修する ことが望ましい
教 養 教 育 科 目	共通 科目	情報 科目	情報処理基礎	1前	必修	1	—	—	—	—
			情報処理応用	1後	必修	2	—	[1]	—	—
	基 礎 科 目	物理 学	物理学基礎	1前		11	—	—	—	—
			力学	1前		12	—	—	—	[21], [22]
			電磁気学	1後		13	—	—	11/12, [21], [22]	—
			波動・熱力学	1後		14	—	11/12, [21]	—	—
		化学	化学基礎	1前		15	—	—	—	—
			化学熱力学基礎	1前		16	—	—	—	—
			有機化学	1後		17	—	—	15	—
		生物 学	基礎生物学	1前	必修	18	—	—	—	[33]
			生物学	1後	必修	19	—	[18]	[33]	—
		自然科学実験		1後	必修	20	—	—	11/12, 15, 16, [18]	13, 14, 17, [19]
		数学・ 統計学	微分積分学	1前(後)	必修	21	—	—	—	[22]
			線形代数学Ⅰ	1前	必修	22	—	—	—	—
			線形代数学Ⅱ	1後		23	—	[21], [22]	—	—
			統計学B	1後		24	—	—	—	—
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 科 目		総合理学概論A	1後	必修	31	—	—	—	—
			総合理学概論B	1後	必修	32	—	—	—	—
			総合理学実験入門	1前	必修	33	—	—	—	11/12, 15, [18]
			生命科学実験	2前		34	—	[18], [19] [20], [33]	—	—
			物質科学実験	2前		35	—	[20], [33]	(11), 12～17	46
			生態学	2後	集中	36	—	[18], [19] [21], [22]	23, 24, 40	—
			基礎生理学	2前		37	—	15, [18], [19]	11	—
			適応生理学	2前	集中	38	—	15, [18], [19]	—	37
			進化学Ⅰ	2前		39	—	[18], [19]	—	91
			生物統計学	2前	集中	40	24	[18], [19] [21], [22]	23	—
			生命情報学Ⅰ	2後		41	—	[18], [19]	39	—
			生化学	2前		42	—	[18], [19]	—	—
			分子生理学	2後		43	—	[18], [19], 37, 38	—	—
			細胞生物学	2後		44	—	[18], [19]	—	—
			分子生物学Ⅰ	2後		45	—	[18], [19]	—	—
			物理化学	2後		46	—	15, 16, [33]	14, 35, 48	—
			有機元素化学	2前		47	—	—	—	—
			物理数学	2前		48	[21], [22]	(11), 12～14, 23	—	—
			地学概論	2後		49	—	(11), 12～17	—	—
			幾何学	2前		50	[21], [22], 23	—	—	51
			代数学	2前		51	[21], [22], 23	—	—	50
			解析学	2前	集中	52	[21], [22], 23	—	—	48, 50, 51
			プログラミングⅠ	2後		53	—	[1], [2], [54]	—	—
			情報処理発展	2前	必修	54	—	[1], [2]	—	—

授 業 科 目				配当 時期	備考	番号	修得済みである ことが必要	修得済みである ことが望ましい	履修済みである ことが望ましい	並行して履修する ことが望ましい
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	生 命 科 学 科 目	生態測定学	3前	集中	61	36, 40	—	83	—
			応用生理学	3前		62	—	37, 43	—	—
			古生物学	3後		63	—	—	49	—
			進化学Ⅱ	3前		64	—	39	41	65, 70
			生命情報学Ⅱ	3前	集中	65	—	41	39, 53	64, 70
			植物生理学	3前		66	—	—	42, 44, 45	—
			応用生物学	3前		67	—	34	42, 44, 45	66, 70
			発生生物学	3前	集中	68	—	—	44, 45	—
			生物機能化学	3前		69	—	—	15, 42	—
			分子遺伝学	3前		70	—	44	45	—
			分子生物学Ⅱ	3後		71	—	45	42, 44, 70	—
			クロマチン生物化学	3後		72	—	—	42, 45	71
			総合神経科学	3後		73	—	—	—	—
			放射線生物学	3後		74	—	—	—	—
			生命科学各論	4前	集中	75	—	37, 43, 62	—	—
		物 質 科 学 科 目	機器分析化学	3前		76	—	14～16, 35, 46	47, 77	—
			量子力学	2後		77	—	(11), 12～14, 48	—	46
			統計力学	3前		78	(11), 12～14 48, 77	—	—	—
			物性物理学	3前	隔年	79	—	(11), 12～14 48, 77	—	—
			天体物理学	3後		80	(11), 12～14, 48	49	—	—
			物質科学各論	4前	集中	81	—	11/12, 15, 46	—	—
		数 理 情 報 科 学 科 目	幾何・代数学	2後		82	[21], [22], 23 50, 51	—	—	—
			応用統計学	3前	集中	83	23, 24	—	—	—
			情報数学A	3前		84	53	—	—	86
			情報数学B	3後		85	24, 53	86	—	—
			プログラミングⅡ	3前		86	53	[54]	—	—
			数理情報科学各論	4前	集中	87	23	50～52, 82	—	—
	卒 業 研 究 関 連 科 目	専 門 関 連 科 目	専門演習Ⅰ	3後	必修	91	—	—	—	[94]
			専門演習Ⅱ	4前	必修	92	—	—	—	[95]
			専門演習Ⅲ	4後	必修	93	—	[92], [95]	—	[96]
			卒業研究Ⅰ	3後	必修	94	—	—	—	[91]
			卒業研究Ⅱ	4前(後)	必修	95	—	—	—	[92]
			卒業研究Ⅲ	4後(前)	必修	96	[95]	[92]	—	[93]
	専 門 関 連 科 目	総合博物学	2前		101	—	—	[18]	—	

3.3 進級・卒業要件

卒業要件の修得必要単位数及び進級要件は以下の通りです。

3.3.1 修得必要単位数

3.3.1.1 教養教育科目

区 分			科目区分ごとの最低修得必要単位数及び必修科目		
共通科目	一般教養科目	大学特色科目	2 単位		〔A〕 左記以外に 2 単位 (a 参照)
		現代社会の諸相	4 単位		
		文化と人間性の探求			
		人間と自然			
		自然と数理の探求			
	外国語科目	英語	6 単位 (b 参照)		
		その他の言語	4 単位		
	情報科目		4 単位	情報処理基礎 (2) 情報処理応用 (2)	
	健康・スポーツ科目		2 単位	健康・スポーツ科学 (2)	
基礎科目	物理学				左記以外に 12 単位
	化学				
	生物学		4 単位	基礎生物学 (2) 生物学 (2)	
	自然科学実験		1 単位	自然科学実験 (1)	
	数学・統計学		4 単位	微分積分学 (2) 線形代数学Ⅰ (2)	
合計			45 単位		

※必修科目については各科目区分に科目名（単位数）を記載しています。

※自由科目の単位は修得必要単位数に算入できません。

- a 単位互換事業により他大学において修得した単位は、教授会の議を経て2単位まで〔A〕に参入することができます。
- b 外部機関が実施する検定試験（実用英語技能検定、TOEIC、TOEFL）の獲得点数に基づいて、英語科目の単位として最大4単位まで認定することができます。詳しくは教養教育履修要項を確認して下さい。

3.3.1.2 専門教育科目

区 分		科目区分ごとの最低修得必要単位数及び必修科目
専門基礎科目		9 単位 総合理学概論 A (2) 総合理学概論 B (2) 総合理学実験入門 (1) 情報処理発展 (2) 生命科学実験又は物質科学実験から 2 単位
専門科目	生命科学科目	
	物質科学科目	
	数理情報科学科目	
卒業研究関連科目		21 単位 総合理学実習 (3) 専門演習 I ～ III (各 2 単位) 卒業研究 I ～ III (各 4 単位)
外国語科目		4 単位 自然科学英語 (2) グローバルコミュニケーション (2)
専門関連科目		
合 計		79 単位

※必修科目（一部選択必修科目）については各科目区分に科目名（単位数）を記載しています。

※自由科目の単位は修得必要単位数に算入できません。

※専門科目には、**3.4.1**に掲げる科目のうち、6 単位までを算入することができます。

3.3.2 進級・卒業要件

【2 年次への進級要件】

2 年次への進級要件はありません。

【3 年次への進級要件】

2 年次終了時において、次の要件を一つでも満たしていない者は 3 年次に進級できません。

- ① **3.3.1.1** に定める修得必要単位 45 単位をすべて習得していること。
- ② 「総合理学概論 A」、「総合理学概論 B」、「総合理学実験入門」の 3 科目を修得していること。
- ③ 「生命科学実験」又は「物質科学実験」を修得していること。
- ④ ②及び③を含めて専門教育科目から 25 単位以上を修得していること。

【4 年次への進級要件】

3 年次終了時において、「専門演習 I」及び「卒業研究 I」の 2 科目を修得していない者は 4 年次に進級できません。

【卒業要件】

3.3.1.1 及び **3.3.1.2** に定める修得すべき単位を修得していること。

3.4 他学部 of 授業科目について

他学部のうち、薬学部で開講する以下の科目に限り、履修を認めます。この制度を「単位互換制度」、対象科目を「単位互換科目」とよびます。修得した単位は、**6単位まで専門科目の単位に算入**することができます。

3.4.1 単位互換科目

科目名	単位	配当年次	開講学期	備考
機能形態学Ⅰ	2	1	後期	
機能形態学Ⅱ	2	2	前期	機能形態学Ⅰの理解を前提とする。
有機反応化学Ⅰ	2	2	前期 前半	週2日 薬学物理化学Ⅰ（熱力学・化学平衡）の理解を前提とする。
有機反応化学Ⅱ	2	2	前期 後半	週2日 有機反応化学Ⅰの理解を前提とする。
有機反応化学Ⅲ	2	2	後期	隔週2限連続（2021年度における特例） 薬学物理化学Ⅰ（熱力学・化学平衡）、有機反応化学Ⅰ、Ⅱの理解を前提とする。
薬学物理化学Ⅲ	2	2	後期	隔週2限連続（2021年度における特例） 薬学物理化学Ⅰ（熱力学・化学平衡）の理解を前提とする。
有機反応化学Ⅳ	2	3	前期	隔週2限連続（2021年度における特例）
衛生化学	2	3	前期	隔週2限連続（2021年度における特例）
ケミカルバイオロジー	1	3	後期 前半	
バイオインフォマティクス	1	3	後期 後半	

なお、単位互換科目は、毎年再検討を行うため変更になることがあります。開講学部のカリキュラム改定等の理由により非開講になる場合もありますが、その際には開講学部のカリキュラムに従うこととします。

3.4.2 履修について

単位互換科目の履修方法や連絡事項（休講のお知らせ等）については、学務情報システムより連絡します。履修登録・取消の期間は**4.2**を参照して下さい。

4. 履修のしくみと登録について

学士の称号を得るためには、卒業要件に必要な単位を修得する必要があります。そのためには、必要な科目の履修登録を定められた期間に行わなければなりません。登録できる年次や単位数には制限もありますので、間違いなく諸手続きを行なって下さい。

4.1 履修のしくみ

4.1.1 授業科目

- 学科課程表の「必修」の欄に○印がある授業科目は「必修科目」であり、卒業要件として必ず履修する必要があります。
- 学科課程表の「選択」の欄に○印がある授業科目は「選択科目」であり、選択により卒業要件として修得必要単位数を履修しなければなりません。
- 学科課程表の「自由」の欄に○印がある授業科目は「自由科目」であり、進級・卒業要件の修得必要単位数に算入できませんが、履修し、試験に合格すれば単位を修得することができます。
- 授業科目のシラバスは学務情報システムで閲覧できます。

4.1.2 単位の計算の基礎

- 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする教育内容で構成されています。
- 授業形態には、講義、演習、実験、実習、実技の区分があり、区分によって1単位あたりの授業時間数が異なります。
- 総合生命理学部の授業は、時間割上の1時限（90分）を2時間と数えることとしています。例えば、2単位の講義科目の場合、開講される授業は15時限（30時間）であり、60時間の自習を行うことが必要です。

4.1.3 授業の開講

学科課程表の備考欄に「隔年」と書かれた授業科目は、隔年で開講する授業科目なので、当該年度の時間割に基づき開講を確認して下さい。

4.1.4 履修上の注意事項

履修登録に際しては、以下の点を踏まえ手続きを行って下さい。

- 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければなりません。
- 選択科目は、配当年次において履修することが望ましいです。
- 既に単位を修得した授業科目を再度履修することはできません。
- 1年次においては2年次以降配当科目を、2年次においては3年次以降配当科目を、3年次においては4年次配当科目を履修することはできません。
- 履修要件が設定されている科目があります。**3.2**を参照して下さい。

4.2 履修登録について

1年間の履修計画を立てた上で、**前期の履修登録期間（4.2.1）中に前期・後期・通年科目の履修登録を学務情報システムにより行って下さい。**登録方法は、別途配布する「システムガイド」を参考にして下さい。**登録されていない授業科目の履修はできません。**

履修登録状況確認期間（**4.2.2**）は、履修登録が正しく完了していることを確認する期間であり、原則として他科目への変更は許可しません。学務情報システムの不具合等で正しく履修登録ができていなかった場合や、進級・卒業に影響する履修登録の誤りがあった場合はこの期間に事務室へ申し出て下さい。また、履修登録完了後は履修申告参照画面を印刷して下さい。**印刷していない場合は、システム不具合による履修修正の申請を受理しません。**

履修取消期間（**4.2.3**）は、授業内容が想定したものと異なっていたり、履修上必要な知識が不足していたりする等の理由で、学期の途中で履修の中止を申し出ることができる期間です。履修登録を取り消したい場合は、履修取消期間内に事務室で手続きを行って下さい。取り消した科目はGPA算出の対象から除外されますが、取り消しを行わない場合には、失格・不可など

不本意な成績評価が与えられ、GPA を下げることになりますので注意して下さい。GPA については 10. を参照して下さい。なお、必修科目は取り消しできません。

履修登録期間外、履修登録状況確認期間外、履修取消期間外はいずれも申請を認めません。病気・事故などのやむを得ない理由により期間内に登録あるいは申請することが困難になった場合は、すみやかに事務室に申し出てその指示に従って下さい。

4.2.1 履修登録期間

- 単位互換科目（前期）：3月29日（月）9時～4月1日（木）17時
- 単位互換科目（前期）の登録結果の公開：4月5日（月）
- 前期：4月6日（火）9時～4月12日（月）17時
 前期・後期・通年科目の履修登録を行って下さい（集中講義及び単位互換科目を除く）。
- 集中講義（前期）：7月5日（月）9時～7月9日（金）17時を予定。
- 単位互換科目（後期）：9月6日（月）～9月8日（水）を予定。
- 単位互換科目（後期）の登録結果の公開：9月10日（金）を予定。
- 後期：9月13日（月）～9月17日（金）を予定。
 後期科目の履修登録の追加・修正を行って下さい（集中講義及び単位互換科目を除く）。
- 集中講義（後期）：12月13日（月）9時～12月17日（金）17時を予定。

集中講義及び単位互換科目の履修登録方法と、後期の日程の詳細については、学務情報システムでお知らせします。

4.2.2 履修登録状況確認期間

- 前期：4月13日（火）9時～4月19日（月）17時
- 後期：9月24日（金）9時～9月30日（木）17時

4.2.3 履修取消期間

- 前期（後半科目以外）：5月10日（月）9時～5月14日（金）17時
 （後半科目） ：7月5日（月）9時～7月9日（金）17時
- 後期（後半科目以外）：10月25日（月）9時～10月29日（金）17時
 （後半科目） ：12月13日（月）9時～12月17日（金）17時
- 集中講義：**初回授業日の窓口取扱時間内**に限り取り消しを受け付けます。

4.2.4 不合格・失格となった科目の取り扱い

不合格または失格となった授業科目については、後年度（後学期）において再履修・再受講しなければ、期末試験の受験資格を認めません。

5. CAP制について

CAP（キャップ）制とは、学修すべき授業科目を精選することで1単位あたりに必要な学修時間（45時間）を確保し、授業内容を深く身に付けることを目的として、学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものです。

5.1 履修制限（CAP制）

総合生命理学部では、履修科目として登録することができる単位数の上限は全学年前期後期とも24単位と定められています。ただし、下記の科目の単位はこの合計に含みません。

- 初年次教育科目（社会人になるA，B）
- 集中講義科目（教養教育履修要項「5 教養教育カリキュラム」の表の備考欄に「集中講義」と記載された科目及び総合生命理学部履修要項「3.1 学科課程表」の備考欄に「集中」と記載された科目）
- 単位認定制度による認定科目（教養教育履修要項「4（9）単位認定制度について」ア～エ参照）
- 自由科目

5.2 履修制限の緩和

直前の学期の成績により、履修登録できる上限単位数が半期あたり最大4単位加算されます。

直前の学期のGPA*	登録できる単位数（半期）	備 考
3.0 以上	28 単位	4 単位加算
2.5 以上 3.0 未満	26 単位	2 単位加算

*GPA については 10. を参照して下さい。

6. 試験及び成績について

6.1 試験

6.1.1 期末試験

期末試験は、学事日程表に従い各学期末の期末試験期間中に実施しますが、授業科目により授業期間中に実施することもあります。また、レポート提出やその他の方法をもって試験に代えることがあります。

6.1.2 期末試験の受験資格

次のいずれかに該当する授業科目については、失格者として受験資格を認めません。

- ・学期中の出席日数が、原則として全時間数の7割に満たない科目
- ・その他、成績判定基準により受験資格を与えない科目

6.1.3 追試験とその受験資格

病気・事故・忌引等により期末試験を欠席し追試験を受けることを希望する場合は、指定された期間内に「追試験受験願」を事務室へ提出して下さい。病気による場合は、診断書等の添付が必要となる場合があります。

6.1.4 再試験とその受験資格

期末試験で不合格となった者に、再試験を受けさせることがあります。期末試験実施後に再試験受験対象者を発表しますので、再試験の受験を希望する学生は指定された期間内に「再試験受験願」を事務室へ提出して下さい。

6.1.5 期末試験を受験する上での注意事項

試験にあたっては、以下の点に留意し、監督者の指示に従い厳正に受験しなければなりません。

- ①履修登録をしていない学生は、期末試験を受験することができません。試験前には履修登録を再確認し、不明点等があれば事務室へ申し出て下さい。
- ②学生証を試験監督者が見やすい、机上の場所に置いて下さい。
- ③机上には事前に許可されているものを除き、原則として筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）、時計（辞書、電卓、端末等の機能があるもの及びそれらの機能の有無が判別しづらいものは不可）以外の用具等を置いてはいけません。机の中は必ず空にし、荷物は全て床に置くこと。
- ④携帯電話は必ず電源を切り、収納して下さい。
- ⑤試験開始後20分以上経過したときは、入室できません。
- ⑥試験開始後30分以上経過しなければ、退室できません。
- ⑦試験中の態度不良もしくは監督者の注意に違反した者には、退室を命ずることがあります。
- ⑧その他試験実施にあたっての指示や注意事項は、掲示等でお知らせします。

6.1.6 不正行為について

万一不正行為が行われた場合には、懲戒規程第23条に規定する懲戒処分（戒告、停学、退学）の対象となり、さらに当該学期の全ての修得単位を無効とするなど、相応の処置がとられます。不正行為と疑われるような行動も厳に慎んで下さい。

**定期試験及び定期試験に代わるレポート課題における
不正行為に対する懲戒等及び措置に関する指針**

(平成27年4月1日 学長決定)

名古屋市立大学学生懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第23条の定めるところにより、同規程第3条第1項第4号に掲げる試験等における不正行為に関し、以下のとおり定める。

（定期試験における不正行為の定義）

第1 定期試験において学生が次に掲げる行為を行ったときは、不正行為を行ったものとみなすこととする。

- (1) カンニング（カンニングペーパーを所持し又は見ること、持込みが許可されていないテキスト等を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- (2) 試験時間中に、答えを教えるなど他の受験者を利するような行為をすること。
- (3) 試験時間中に、携帯電話等を使用すること。
- (4) 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- (5) 試験開始の指示の前に問題を見たり解答を始めること。
- (6) 試験終了の指示に従わず、解答を続けること。
- (7) 試験時間中に、携帯電話、時計等の音（着信、アラーム、振動音等）を長時間鳴らすなど、試験の進行に多大な影響を与えること。
- (8) 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- (9) 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。
- (10) その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

（定期試験に代わるレポート課題における不正行為の定義）

第2 定期試験に代わるレポート課題において学生が次に掲げる行為を行ったときは、不正行為を行ったものとみなすこととする。

- (1) 既に公表されている著作物やウェブサイトに掲載された他人の文章や図表等の全部又は一部を、引用・出典を明示せずに、故意にあたかも自分自身の作成した文章や図表であるかのように利用すること。
- (2) 他人が作成したレポートの全部又は一部を、あたかも自分自身の作成したレポートであるかのように提出すること。
- (3) その他、定期試験に代わるレポート課題の公平性を損なう行為をすること。

（懲戒等及び措置）

第3 第1又は第2に規定する不正行為を行ったものとみなされた学生に対しては、懲戒規程に基づき、懲戒処分（戒告、停学若しくは退学）又は学部長等による厳重注意（以下「懲戒等」という。）を行う。

2 前項に規定する懲戒等とあわせて、学部長等は、学部等の教授会の議を経て、不正行為の態様に応じて次の各号のいずれかの措置を行うものとする。

- (1) その学年における全ての科目の履修及び成績を無効とする。
- (2) その学期における全ての科目の履修を無効とする。ただし、通年科目の取扱いは、学部長等が教授会の議を経て決定する。
- (3) 当該科目の履修を無効とする。なお、不正行為により教養教育の英語科目が無効となった場合は、当該懲戒等が行われた年度には英語検定試験による単位認定は行わない。

3 前項の規定にかかわらず、その学年における医学部専門教育科目のうち、不正行為を行った時点において、既に履修を終えている科目についてはその履修及び成績を無効とし、現に履修中の科目についてはその取扱いを学部長等が教授会の議を経て決定する。

（懲戒等の通知及び公示）

第4 第3に基づき懲戒等及び措置を行うときは、懲戒等の種類に関わらず、当該学生に通知し、及び公示するものとする。

2 前項の通知については、懲戒処分である者にあつては懲戒規程第14条に定めるところ

により、学部長等による厳重注意である者にあつては同条の例により、それぞれ行うものとする。

3 第1項の公示については、懲戒処分である者にあつては懲戒規程第15条に定めるところにより、学部長等による厳重注意である者にあつては同条の例により、当該学生の所属、学年、懲戒等の種類、懲戒等の理由を掲げるほか、措置の内容を明らかにする。

4 第1項および前項の公示は、次の各号に掲げる場所に掲示することにより行う。

- (1) 当該学生が所属する学部等の掲示板
- (2) 教養教育科目における不正行為の場合、前号に加えて教養教育の掲示板
- (3) 懲戒処分を行う場合、前2号に加えて他の学部及び研究科の掲示板
(その他)

第5 第3に定める懲戒等及び措置の基準については、別に定める。

付 記

- 1 この指針は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度に実施する定期試験及び定期試験に代わるレポート課題から適用する。
- 2 定期試験に準ずる試験及び集中講義に係る試験についても、この指針を準用する。
- 3 定期試験に準ずる試験に代わるレポート課題及び集中講義に係る試験に代わるレポート課題についても、この指針を準用する。

6.1.7 定期試験に代わるレポート課題作成時の注意事項

レポートは、自分で調べたことや考えたこと等を自分の文章で記述するものです。

他の文献等を調べ学ぶことは非常に重要ですが、それを引用する場合はルールがあります。引用する場合は、引用した部分とそれに関する自分の考えの部分をはっきりと区別して示す必要があります。他人の文章、図表をあたかも自分のオリジナルであるかのように利用することは、「**剽窃**」(盗作)であり、定期試験等に代わるレポート課題に関しては、「定期試験及び定期試験に代わるレポート課題における不正行為に対する懲戒等及び措置に関する指針」に基づき、試験におけるカンニングと同様に**不正行為とみなされ懲戒等の対象となります**。授業においても指導されるレポート作成に当たってのルールを守ってレポートを提出して下さい。

6.2 成績

6.2.1 成績の評価

授業科目の成績は、100点満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次のように表示します。

- | | |
|-------|----|
| 90点以上 | 秀 |
| 80点以上 | 優 |
| 70点以上 | 良 |
| 60点以上 | 可 |
| 60点未満 | 不可 |

再試験による成績評価は「可」または「不可」です。

6.2.2 成績の通知

前期又は後期の期末試験終了後に、学務情報システムで「成績通知書」を確認して下さい。成績発表日は学務情報システムでお知らせします。

6.2.3 成績疑問票

成績評価に関して疑問のある学生は、**成績発表後7日以内**に「成績疑問票」を事務室へ提出して下さい。なお、発表後の成績に関する疑問・質問等については、「成績疑問票」による申し出に限り受け付けます。学生から科目担当教員へ直接問い合わせることはできません。

7. 暴風警報発令時等の緊急時における授業・試験の対応について

7.1 暴風警報・暴風雪警報発令時における授業・試験について

名古屋地方気象台から、「愛知県西部」又は「尾張東部、尾張西部、知多地域、西三河南部、西三河北西部のいずれかの区域」又は「名古屋市」に暴風警報・暴風雪警報が発令された場合の授業・試験についての取り扱いは、以下のとおりとします。

◎ 学部又は担当教員から特別な指示がある場合は、この限りではありません。

◎ 電話での問い合わせは受け付けませんので、ラジオ・テレビ等の報道で確認のうえ、各自判断して下さい。

(1) 授業・試験の開始前に発令された場合

解除の時刻 区 分	休講または試験が 中止となる時限	授業または 試験を行う時限
午前 7 時まで	なし（開講します）	通常どおり
午前 7 時から午前 10 時まで	第 1 時限及び第 2 時限	第 3 時限以降
午前 10 時すぎ	当日実施予定の全ての時限	実施しません

(2) 授業・試験の開始後に発令された場合

原則として授業は休講とし、試験は中止としますが、状況によっては続行することもあります。なお、中止となった試験については、事務室の指示に従って下さい。

(3) 居住地又は通学経路内に発令された場合

居住地又は通学経路内に発令されている間は、登校しないで下さい。ただし、愛知県西部、尾張東部、尾張西部、知多地域、西三河南部、西三河北西部、名古屋市のいずれにも発令されていなければ、授業・試験は通常どおり行われています。これに該当し、授業・試験を欠席する学生は、「特別欠席届」を後日すみやかに事務室に提出するなど所定の手続きを行って下さい。欠席した日の気象状況については、日本気象協会ホームページの警報発表履歴で確認します。

(4) その他の気象警報が発令された場合

暴風警報・暴風雪警報に限らず、その他の気象警報（大雨警報、大雪警報等）発令時において、学長、副学長等が必要と判断した場合は、授業・試験を中止することがあります。その場合の学生への周知は、大学ホームページやポータルサイトより行います。

7.2 公共交通機関運休時の対応について

(1) 大雨・強風・大雪等の気象状況による公共交通機関の運休の場合

通学経路に係る公共交通機関が運休している場合、無理な登校はしないで下さい。ただし、愛知県西部、尾張東部、尾張西部、知多地域、西三河南部、西三河北西部、名古屋市のいずれにも暴風警報・暴風雪警報が発令されていなければ、授業・試験は通常どおり行われています。これに該当し、授業・試験を欠席する学生は、「特別欠席届」を後日すみやかに事務室に提出するなど所定の手続きを行って下さい。その場合、運休の事実を証明する書類が必要となります。

(2) 交通ストライキの場合

名古屋市営交通、東海旅客鉄道（JR東海）、名古屋鉄道（名鉄）の3社のうち2社以上がストライキを行った場合の授業・試験の取扱は、7.1 の（1）で掲げた表に準ずるものとします。

(3) その他の事由による公共交通機関の運休の場合

事故等により公共交通機関が運休し、授業・試験に出席できなかった場合は、(1)に準じて事務室にて所定の手続きを行って下さい。

7.3 「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合における授業・試験等について

平成29年11月1日に「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行われなくなりました。

授業等の実施中に「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合は、大学からの指示に従って行動して下さい。また、登校前や登校途中の場合は、安全な場所で待機するとともに各自で情報収集に努め、安全を確保して下さい。

〔参考〕南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件（気象庁ホームページ）

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/index.html>

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

情報の種類	情報の発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ・観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合
南海トラフ地震に関連する情報（定例）	・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていません。

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

〔参考〕地震発生時の行動について

名古屋市立大学滝子キャンパス「ポケット防災」（滝子キャンパス自主防災委員会作成）

8. 授業の欠席について

- ・1か月以上欠席するときは、その理由を記入した「欠席届」を作成し、学年担任又は指導教員の認印を受けたうえで事務室に提出して下さい。病気による欠席の場合は、診断書の添付が必要となります。
- ・忌引その他特別の理由で欠席しようとするときは、欠席する授業等について「特別欠席届」を作成し、担当教員の認印を受けたうえで事務室に提出して下さい。ただし、この届を提出しても、必ずしも出席扱いとはならないので注意して下さい。

9. 休学・復学・退学について

さまざまな理由で休学・復学・退学を希望する学生は、学年担任又は指導教員とよく相談したうえで各様式「休学願」、「復学願」、「退学願」を作成し、学年担任又は指導教員の認印を受けたうえで4週間前までに事務室に提出して下さい。病気による休学・復学・退学の場合は、診断書の添付が必要となります。

なお、休学できるのは通算で3年までです。復学願は、休学期間中に休学をやめて復学するときに必要なものです。休学期間の延長を希望する場合は、休学期間満了の4週間前までに改めて休学願を提出して下さい。休学願の提出がなく休学期間を満了すると自動的に復学となりますので注意して下さい。

10. GPA制度について

本学（医学部を除く）では、学生の学習意欲を高めることを目的とし、自分自身の学修計画に責任を持ち、履修登録した授業科目を自主的、意欲的に学修することを促すために GPA (Grade Point Average) 制度を導入しています。総合生命理学部では履修指導等に利用しています。

10.1 成績評価

学期ごとに授業科目の成績を5段階（秀、優、良、可、不可）で評価し、それぞれに対して、以下の GP (Grade Point) を与えます。

評価 (成績表示)	評価点	単位 付与	G P	備 考
秀	90～100 点	合格	4.0	
優	80～89 点	合格	3.0	
良	70～79 点	合格	2.0	
可	60～69 点	合格	1.0	
不可	59 点以下	不合格	0.0	
欠席	—	不合格	0.0	定期試験に欠席
失格	—	不合格	0.0	出席不足等で受験資格のない者

履修取消をした科目及び単位認定制度による科目は GPA の計算対象としません。

10.2 GPA計算式

【学期 GPA】

$$\frac{\text{当該学期における}[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得た GP})] \text{の総和}}{(\text{当該学期に履修登録した単位数}) \text{の総和}}$$

【累積 GPA】

$$\frac{\text{各学期における}[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得た GP})] \text{の累計}}{(\text{各学期で履修登録した単位数}) \text{の累計}}$$

※GPA の計算は、小数点以下第3位を四捨五入します。

10.3 GPAの成績通知書への記載等

成績通知書に学期 GPA 及び累積 GPA を記載します。成績証明書には記載しません。学期 GPA が 1.5 未満の場合、学年担任または指導教員による指導を行います。

10.4 GPAによる履修制限（CAP制）の緩和

総合生命理学部では、履修科目として登録することができる単位数に上限があります(5.1)。直前の学期の GPA により、履修登録できる上限単位数が**半期あたり最大4単位**加算されます。詳しくは 5.2 を参照して下さい。

11. 学業成績優秀者の表彰制度について

11.1 趣旨

名古屋市立大学独自の制度として、学生の学習意欲の向上を図るため、各年度に優秀な成績を収めた学生を表彰します。

ただし、この制度は現在見直し中であり、内容は変更となる可能性があります。

11.2 総合生命理学部での選定基準

- 成績判定期間に配当された全必修科目の単位を取得している者（留年生は除きます）。
- 原則として、当該年度における GPA の順位で決定します。

12. 教員免許状の取得について

総合生命理学部総合生命理学科では、教職課程を履修することによって、高等学校教諭一種免許状（理科）を取得することができます。そのためには、この課程において定められた所定の単位を修得し、都道府県の教育委員会に免許状取得のための申請をしなければなりません。また、実際に教員として働くためには、地方自治体もしくは私立学校の行う採用試験に合格しなくてはなりません。

教職課程の履修では、「高等学校教育実習」が必修となります。教育実習は実習先の高等学校の全面的な協力のもとで実施されています。実習期間は約2週間にわたり、原則として休むことは許されません。また教育実習には履修資格がありますので、1年次から計画的に履修を進めておかないと、4年次に教育実習を行えないといったことも起こります。

以上のことから、教員免許状の取得を希望する学生は、将来教員になるという強い決意を持った上で教職課程を履修して下さい。なお教職課程では、学期の初めなどにガイダンスを実施しています。教職課程の履修（希望）者は必ず出席して下さい。

12.1 取得可能な免許の種類

総合生命理学部総合生命理学科で取得できる教員免許状は、**高等学校教諭一種免許状（理科）**です。中学校教諭免許状は取得できません。

12.2 取得の要件

教員免許状を取得するための要件は以下の通りです。

- 基礎資格（学士の学位）を有すること（大学を卒業すること）。
- 教育職員免許法に定められた下記科目の必要単位数を修得すること。
 - 教科及び教科の指導法に関する科目・・・24単位（別表1を参照）
 - 教育の基礎的理解に関する科目等・・・23単位（別表2を参照）
 - 大学が独自に設定する科目・・・・・・・・12単位（別表3を参照）
- 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める下記科目の必要単位数を修得すること。（別表4を参照）
 - 日本国憲法・・・・・・・・・・2単位
 - 体育・・・・・・・・・・2単位
 - 外国語コミュニケーション・・・・・・・・2単位
 - 情報機器の操作・・・・・・・・2単位

別表1 教科及び教科の指導法に関する科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
物理学	4	物理学基礎	1	2	
		力学	1		2
		電磁気学	1		2
		波動・熱力学	1	2	
		物理数学	2		2
化学	2	化学基礎	1	2	
		物理化学	2		2
		有機元素化学	2		2
		機器分析化学	3		2
生物学	4	基礎生物学	1	2	
		生物学	1	2	
		生態学	2		2
		基礎生理学	2		2
		進化学Ⅰ	2		2
		生命情報学Ⅰ	2		2
		生化学	2		2
		分子生理学	2		2
		細胞生物学	2		2
		分子生物学Ⅰ	2		2
		応用生理学	3		2
		進化学Ⅱ	3		2
		植物生理学	3		2
		応用生物学	3		2
		分子遺伝学	3		2
		分子生物学Ⅱ	3		2
地学	2	地学概論	2	2	
		天体物理学	3		2
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、 化学実験(コンピュータ活用を含む。)、 生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、 地学実験(コンピュータ活用を含む。)	2	生命科学実験	2	2	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	理科教育法1	3	2	
		理科教育法2	3	2	

備考：選択科目より6単位以上を修得すること。選択科目を含め24単位を超える科目を修得した場合、超過分を高等学校教諭一種免許状(理科)の「大学が独自に設定する科目」(別表3参照)に充てることができる。ただし、科目区分ごとの最低修得必要単位数は守ること。

別表2 教育の基礎的理解に関する科目等 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数			本学での開設授業科目			
科目区分		最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
					必修	選択
教育の基礎的理解に関する科目	• 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育学概論 2	2	2	
	• 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論 2	2	2	
	• 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	2		2
			教育制度論	3	2	
	• 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学校教育心理学	2	2	
	• 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育 2	2	2	
	• 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	3	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	• 総合的な学習の時間の指導法	8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	
	• 特別活動の指導法					
	• 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法論 2	3	2	
	• 生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	2	3	
	• 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
	• 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	3	2	
教育実践に関する科目	• 教育実習	3	高等学校教育実習	4	3	
	• 教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	4	2	

備考：合計して 23 単位を超える科目を修得した場合、超過分を高等学校教諭一種免許状(理科)の「大学が独自に設定する科目」(別表3参照)に充てることができる。ただし、科目区分ごとの最低修得必要単位数は守ること。

別表3 大学が独自に設定する科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
大学が独自に設定する科目	12	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上修得し充足する。			

別表4 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 [高等学校教諭一種免許状(理科)]

免許法施行規則に定める 科目区分及び単位数		本学での開設授業科目			
科目区分	最低修得 必要 単位数	科目名	配当 年次	単位数	
				必修	選択
日本国憲法	2	日本国憲法	1	2	
体育	2	健康・スポーツ科学	1	2	
		健康・スポーツ実技	1	1	
外国語コミュニケーション	2	CS: Presentation	1	2	
情報機器の操作	2	情報処理基礎	1	2	

備考：科目区分「体育」には実技が含まれるため、「健康・スポーツ科学」、「健康・スポーツ実技」の両方を修得すること。なお「健康・スポーツ実技」は総合生命理学部総合生命理学科の卒業要件には入らない自由科目である。

13. 総合生命理学部専任教員

氏名	研究内容	連絡先（居室、電子メール）
青柳 忍	放射光X線回折、構造物性物理学	5号館3階351室 aoyagi@nsc.nagoya-cu.ac.jp
雨夜 徹	有機化学、高分子化学、機能物質化学	5号館1階153室 amaya@nsc.nagoya-cu.ac.jp
奥津 光晴	分子生理学、骨格筋生物学、運動分子生物学	東棟2階201室 okutsu@nsc.nagoya-cu.ac.jp
片山 詔久	物理化学、分子構造学（赤外・ラマン・近赤外分光）、生物物理、界面化学、食品化学	4号館2階215室 nory@nsc.nagoya-cu.ac.jp
鎌田 直子	位相幾何学、結び目理論	4号館4階431室 kamada@nsc.nagoya-cu.ac.jp
河田 成人	代数学	4号館3階319室 kawata@nsc.nagoya-cu.ac.jp
木藤 新一郎	植物生理学、分子生物学	5号館2階255室 kidou@nsc.nagoya-cu.ac.jp
木村 幸太郎	神経科学、分子遺伝学、光生理学（イメージング）、データ科学	1号館7階715室 kokimura@nsc.nagoya-cu.ac.jp
熊澤 慶伯	分子進化学、動物系統学、生物多様性科学	5号館3階353室 kuma@nsc.nagoya-cu.ac.jp
櫻井 宣彦	生物無機化学、生体エネルギー学、構造生物化学、環境微生物学、極限微生物学	4号館2階219室/5号館1階159室 sakurai@nsc.nagoya-cu.ac.jp
杉谷 光司	天文学、光赤外線・電波観測	4号館2階213室 sugitani@nsc.nagoya-cu.ac.jp
鈴木 善幸	生命情報学、分子進化学、集団遺伝学、ウイルス学	4号館3階321室 yossuzuk@nsc.nagoya-cu.ac.jp
高石 鉄雄	応用生理学、バイオメカニクス	東棟2階203室 takaishi@nsc.nagoya-cu.ac.jp
田上 英明	分子生物学、生化学、エピジェネティクス、クロマチン機能制御、複合体解析	1号館7階709室 dan@nsc.nagoya-cu.ac.jp
田中 豪	画像処理、色彩科学	4号館4階433室 tanakago@nsc.nagoya-cu.ac.jp
徳光 昭夫	物性理論（低温物理、スピン系、量子情報）	4号館3階313室 tok@nsc.nagoya-cu.ac.jp
中務 邦雄	代謝生化学、機能生物化学、細胞生物学	田辺通キャンパス 共同利用研究施設2階 生物電気測定室 nakatsukasa@nsc.nagoya-cu.ac.jp
中村 篤	音声言語処理、情報系列学習識別	4号館2階221室 atsushi@nsc.nagoya-cu.ac.jp
三浦 均	惑星科学、結晶成長学	4号館2階217室 miurah@nsc.nagoya-cu.ac.jp

氏名	研究内容	連絡先（居室、電子メール）
宮原 一弘	教育システム情報学、教育工学、情報教育	4号館4階435室 miya@nsc.nagoya-cu.ac.jp
村瀬 香	生態学、進化集団遺伝学、生態情報測定学	5号館3階355室 kmurase@nsc.nagoya-cu.ac.jp
湯川 泰	分子生物学、RNA生物学、遺伝子発現制御	5号館2階253室 yyuk@nsc.nagoya-cu.ac.jp
渡邊 裕司	知能情報学、情報セキュリティ	4号館3階315室 yuji@nsc.nagoya-cu.ac.jp

14. 名古屋市立大学総合生命理学部履修規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 教養教育科目（第3条―第16条）
- 第3章 専門教育科目（第17条―第28条）
- 第4章 他学部との単位互換（第29条―第38条）
- 第5章 履修登録単位数の上限（第39条）
- 第6章 進級及び卒業要件等（第40条―第44条）
- 第7章 雑則（第45条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市立大学学則（平成18年名古屋市立大学学則第1号。以下「学則」という。）第41条の規定に基づき、授業科目、単位数及び履修方法等（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 令和2年達第23号）

第2条 削除

（一部改正 令和2年達第23号）

第2章 教養教育科目

（授業科目及び単位数）

第3条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分は、別表1のとおりとする。

（単位の計算の基準）

第4条 授業科目の単位数は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業の方法に応じて次の各号に定める基準により計算する。

- (1) 講義 15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習 15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技 30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実験 45時間の授業をもって1単位とする。

（修得必要単位数）

第5条 教養教育科目における修得必要単位数は、別表2のとおりとする。

（履修の届出）

第6条 学生は、年度の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に、所定の手続きにより届け出なければならない。

2 前項の規定により届出された後期の授業科目については、後期の始めの指定された期間内に、所定の手続きにより変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

（履修の取消）

第7条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより履修の取消しをすることがで

きる。

(履修方法)

第8条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

- 2 授業時間の重なる授業科目（専門教育科目の授業科目を含む。）については、重複して履修することはできない。
- 3 学生は、第6条により届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。
- 4 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。
- 5 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。
- 6 授業科目のうち、履修するクラスを指定する科目（以下「指定科目」という。）は、原則として、指定されたクラス以外で履修することはできない。
- 7 指定科目を再履修するため、同一授業時間の別の指定科目が履修できない場合は、指定されたクラス以外で履修することができる。

(試験)

第9条 試験は、学期末に行う。ただし、担当教員が特に必要と認めた場合には、学期末以外に行うことができる。

- 2 前項の試験は、レポートその他の方法をもって代えることができる。
- 3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

(追試験)

第10条 学則第36条に規定する追試験を受けようとする学生は、追試験受験願を所定の期間内に提出しなければならない。

(再試験)

第11条 試験に不合格となった授業科目については、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受けることができる学生は、試験の成績が50点以上の者とし、指定された期間内に再試験受験願を提出し、再試験料を納付しなければならない。

(成績)

第12条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上 優
- (3) 70点以上 良
- (4) 60点以上 可
- (5) 60点未満 不可

- 2 再試験については、前項の規定にかかわらず、最高60点を限度として採点する。

(再履修)

第13条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

- 2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。
- 3 再履修をする場合、指定科目については原則として前年度所属クラスにおいて履修しなければならない。なお2年次以降に初めて履修する場合もこれに従う。ただし、授業編成の都合でその授業時間に履修できない場合には、異なる学期又は他のクラス

で履修できることがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 入学前の既修得単位の認定は、学則第40条に従い教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に既修得単位認定申請書を提出しなければならない。

(学外における学修の認定単位)

第15条 学則第40条の2の規定により単位を認定することのできる学修及び単位数は、別表2の2のとおりとする。

2 前項に規定する単位の認定を受けようとする学生は、指定された期間内に学外における学修に係る単位認定申請書を提出しなければならない。

(単位の取消)

第16条 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

第3章 専門教育科目

(授業科目及び単位数)

第17条 授業科目、配当年次、単位数及び必修・選択・自由の区分については、別表3のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第18条 授業科目は、45時間の学修内容をもって1単位とし、授業の方法に応じて次の各号に定める基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間の範囲で本学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習並びに実技は、30時間から45時間の範囲で本学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合にあっては、その組み合わせに応じ総時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位数を定めることができる。

(修得必要単位数)

第19条 専門教育科目における修得必要単位数は、別表4のとおりとする。

(履修の届出)

第20条 学生は、年度の始めにおいて、前期、後期及び2学期にわたり履修しようとする授業科目について、指定された期間内に、所定の手続により届け出なければならない。

(履修の取消)

第21条 学生は、指定された期間内に所定の手続により履修の取り消しをすることができる。

(履修方法)

第22条 必修科目は、配当年次において必ず履修しなければならない。

- 2 選択科目は、配当年次において履修することが望ましい。
- 3 授業時間の重なる授業科目（教養教育科目の授業科目を含む。）については、重複して履修することはできない。
- 4 学生は、第20条により届け出た授業科目以外の授業科目を履修することはできない。
- 5 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。
- 6 授業科目によっては、履修者数及び履修資格を定めることがある。
- 7 1年次においては2年次以降に配当された授業科目を、2年次においては3年次以降に配当された授業科目を、また、3年次においては4年次に配当された授業科目を履修することはできない。

（試験）

第23条 試験は、学期末（2学期にわたり開講される授業科目にあつては学年末）に行う。ただし、担当教員が特に必要と認めた場合には、学期末以外に行うことができる。

- 2 前項の試験は、論文又はレポートその他の方法をもって代えることができる。
- 3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない場合は失格とし、受験資格を与えない。

（追試験）

第24条 学則第36条に規定する追試験は、教授会の議を経て行うことができる。

- 2 追試験を受けようとする学生は、追試験受験願及びその理由を証明することができる書類を所定の期間内に提出しなければならない。

（再試験）

第25条 試験に不合格の学生には、再試験を受けさせることがある。

- 2 再試験を受ける学生は、指定された期間内に再試験受験願を提出しなければならない。

（成績）

第26条 前3条の試験の成績は、100点を満点とした点数により採点し、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の各号により表示する。

- (1) 90点以上 秀
- (2) 80点以上 優
- (3) 70点以上 良
- (4) 60点以上 可
- (5) 60点未満 不可

- 2 再試験については、前項の規定にかかわらず最高60点を限度として採点する。

（再履修）

第27条 不合格又は失格となった授業科目については、再履修しなければ受験資格を与えない。

- 2 再履修しようとする学生は、事前に担当教員の許可を受けなければならない。

（単位の取消）

第28条 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

第4章 他学部との単位互換

(授業科目)

第29条 学生は、別に定めるところにより、他学部の授業科目を履修することができる。

(履修の届出)

第30条 他学部の授業科目の履修を希望する場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(履修の取消)

第31条 他学部の授業科目の履修を取り消す場合は、指定された期間内に所定の様式により届け出なければならない。

(履修方法)

第32条 学生は、他学部の授業科目を履修する場合には、当該学部の履修規程等の規定に従い、履修しなければならない。

(単位の認定及び取消)

第33条 他学部の授業科目を履修した学生の単位の認定は、当該学部より送付される成績証明書に基づき、本学部が行う。

2 学則第31条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(他学部生の受入れ手続)

第34条 他学部の学生が本学部の授業科目の履修を希望する場合は、所定の様式により当該学生が所属する学部を通じて本学部へ届け出なければならない。

2 本学部の授業科目の履修を希望する他学部の学生については、前項の提出書類に基づき、本学部において教授会の議を経て、学部長が受入れの可否を決定する。

(受入れ学生数)

第35条 前条の規定により他学部から受入れる学生（以下「受入れ学生」という。）の数は、各授業科目において本学部の学生の教育に支障を与えない範囲とする。

(受入れ学生の履修可能授業科目)

第36条 受入れ学生が履修できる授業科目は、本学部が指定する授業科目とする。

(受入れ学生の履修方法及び単位授与)

第37条 受入れ学生の履修及び単位の認定は、原則として本学部の履修規程等の規定に従うものとする。

(その他)

第38条 単位互換に関し、この規程に定めのない事態が生じた場合には、その対処の方法について、教授会の議を経て、学部長が決定する。

第5章 履修登録単位数の上限

(履修登録単位数の上限)

第39条 1つの学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める場合を除き、24単位とする。

第6章 進級及び卒業要件等

(原級留置)

第40条 2年次終了時において、次の各号の要件を一つでも満たしていない者は、3年次

に進級することができない。

(1) 第5条に定める修得必要単位数の全てを修得していること。

(2) 「総合理学概論A」2単位及び「総合理学概論B」2単位並びに「総合理学実験入門」1単位を修得していること。

(3) 「生命科学実験」2単位又は「物質科学実験」2単位を修得していること。

(4) 前2号を含めて専門教育科目から25単位以上を修得していること。

第41条 3年次終了時において、「専門演習I」2単位及び「卒業研究I」4単位を合わせて6単位を修得していない者は、4年次に進級することができない。

(除籍)

第42条 学則第30条第2項の規定に基づき、在学年数が入学後4年に至っても、なお、第3年次への進級に必要な授業科目の単位を修得することができない者は、除籍する。

(卒業の認定)

第43条 所定の期間在学し、第5条及び第19条で定める修得すべき単位を修得した者に対しては、卒業資格を認定する。

(教員免許状の取得)

第44条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得したうえで卒業した者は、高等学校教諭一種免許状（理科）を取得することができる。

2 前項に定める教員免許状の取得を希望する者は、別表5に定める授業科目、単位数及び必修・選択の区分に従い履修しなければならない。

第7章 雑則

(その他)

第45条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第67号）

この規程は、発布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成31年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成30年度に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表1、別表2、別表2の2の規定は、平成30年度に入学した学生についても適用する。ただし、別表1に規定する「まちづくり論」及び「日本文化の理解」はこの限りでない。

4 前2項の規定にかかわらず、平成30年度に入学した学生に係る履修方法等について、

従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

- 5 平成31年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和2年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
 - 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
 - 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第19号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学総合生命理学部履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和3年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
 - 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て学部長が別に定める。
 - 4 令和3年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
 - 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

別表 1

区 分			授 業 科 目	配当 年次	単 位 数		
					必修	選択	自由
共 通 科 目	一 般 教 養 科 目	大学 特色 科目	社会人になる A	1		2	
			社会人になる B	1		2	
			現代社会と人と地域のつながり	1		2	
			名古屋市政を通してみる現代社会の諸問題	1		2	
			E S D と地域の環境	1		2	
			まちづくり論	1		1	
			次世代エネルギーワークショップ	1		2	
			起業家になる	1		2	
		現代社会の諸相	日本国憲法	1		2	
			なぜ憲法が必要なのか	1		2	
			法学入門	1		2	
			人と法と医療	1		2	
			経済学：経済学の考え方	1		2	
			経営学：企業活動の諸相	1		2	
			社会学 A	1		2	
			社会学 B	1		2	
			社会学 C	1		2	
			社会環境論	1		2	
			平和論	1		2	
			私たちの暮らしと政治・行政・地方自治	1		2	
			国際政治と社会	1		2	
			フィールド研究からみるアジア	1		2	
			キー・コンピテンシー	1		2	
			シティズンシップ入門	1		2	
		文化と人間性の探求	琉球・沖縄の歴史・文化を識る	1		2	
			日本文化の理解	1		2	
			日本語コミュニケーション	1		2	
			囲碁に学ぶ	1		2	
			死の文化学	1		2	
			東ヨーロッパの文化と歴史	1		2	
			文化に見る歴史	1		2	
			欧州史の中の北欧史	1		2	
			アメリカ史入門	1		2	
			都市と地域構造の地理学	1		2	
			音楽と文化	1		2	
			人間と表現	1		2	
			自分とみんなで考える哲学	1		2	
			討論の中で問題を発見する哲学	1		2	

語 学 科 目			応用倫理学－生命倫理の現在	1		2	
			心理学概論	1		2	
			心理学入門	1		2	
			現代教育の諸相	1		2	
			次世代育成と地域の課題	1		2	
			宗教学入門	1		2	
		人間と 自然	科学史	1		2	
			環境と社会・制度・政治・経済	1		2	
			行動生態学	1		2	
		自然と数 理の探求	植物とバイオテクノロジー	1		2	
			バイオサイエンス入門	1		2	
	英 語		IS: Community	1		1	
			IS: Social Justice	1		1	
			IS: Life & Work	1		1	
			IS: Health & Well-being	1		1	
			IS: The Arts	1		1	
			AE: Make a Difference in Your Community	1		2	
			AE: Interact Internationally	1		2	
			AE: Improve Life Skills	1		2	
			AE: Raise Health/Environmental Awareness	1		2	
			AE: Produce a Movie	1		2	
			CS: Presentation	1		2	
			CS: Grammar and Usage	1		2	
			CS: TOEIC Preparation	1		2	
			EM: World News	1		2	
			EM: Popular Culture	1		2	
			EM: Reading for Inspiration	1		2	
			EM: Online Articles and Videos	1		2	
		その 他 の 言 語	ドイツ語初級 1	1		2	
			ドイツ語初級 2	1		2	
			フランス語初級 1	1		2	
			フランス語初級 2	1		2	
			中国語初級 1	1		2	
			中国語初級 2	1		2	
			韓国語初級 1	1		2	
			韓国語初級 2	1		2	
			スペイン語初級 1	1		2	
			スペイン語初級 2	1		2	
			日本手話初級 1	1		2	

		日本手話初級 2	1		2	
		ポルトガル語入門	1		2	
		ロシア語入門	1		2	
		イタリア語入門	1		2	
		アラビア語入門	1		2	
	情報科目	情報処理基礎	1	2		
		情報処理応用	1	2		
	健康・スポーツ科目	健康・スポーツ科学	1	2		
		健康・スポーツ実技	1			1
	基礎科目	物理学	物理学基礎	1		2
			力学	1		2
			電磁気学	1		2
			波動・熱力学	1		2
		化学	化学基礎	1		2
			化学熱力学基礎	1		2
			有機化学	1		2
		生物学	基礎生物学	1	2	
			生物学	1	2	
		自然科学実験	自然科学実験	1	1	
		数学・統計学	微分積分学	1	2	
			線形代数学Ⅰ	1	2	
			線形代数学Ⅱ	1		2
			統計学B	1		2

注 1 本表に掲げる授業科目のほかセミナー及び開放科目を、教授会の議を経て開設し単位を与えることがある。

2 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て本表の授業科目の単位を修得したとみなすことができる。

(一部改正 平成30年達第67号、平成31年達第19号、令和2年達第23号、令和3年達第19号)

別表 2

区 分			最低修得必要単位数	
共通科目	一般教養科目	大学特色科目	2 単位	※ 左記以外 に 2 単位
		現代社会の諸相	4 単位	
		文化と人間性の探究		
		人間と自然		
		自然と数理の探求		
	語学科目	英語	6 単位	
		その他の言語	4 単位	
	情報科目		4 単位	
健康・スポーツ科目		2 単位		
基礎科目	物理学			※ 左記以外 に 12 単位
	化学			
	生物学		4 単位	
	自然科学実験		1 単位	
	数学・統計学		4 単位	
教養教育科目合計			45単位	

注 単位互換事業により他大学において単位を修得した場合は、教授会の議を経て 2 単位まで本表 * 印欄の必要単位数に算入することができる。

(一部改正 平成30年達第67号、平成31年達第19号)

別表 2 の 2

検定試験の種類	語学科目 [英語]	
	2 単位	4 単位
実用英語技能検定	準 1 級	1 級
TOEIC / TOEIC L&R	730～799 点	800 点以上
TOEFL (iBT)	77～88 点	89 点以上

注 1 申請はいずれか 1 種類に限る。

注 2 認定の対象科目は「CS: TOEIC Preparation (2 単位)」又は「CS: Grammar and Usage (2 単位)」とし、認定単位は 4 単位を上限とする。

(一部改正 平成30年達第67号、平成31年達第19号)

別表 3

区 分		授 業 科 目	配当 年次	単 位 数		
				必修	選択	自由
専 門 基 礎 科 目		総合理学概論 A	1	2		
		総合理学概論 B	1	2		
		総合理学実験入門	1	1		
		生命科学実験	2		2	
		物質科学実験	2		2	
		生態学	2		2	
		基礎生理学	2		2	
		適応生理学	2		2	
		進化学Ⅰ	2		2	
		生物統計学	2		2	
		生命情報学Ⅰ	2		2	
		生化学	2		2	
		分子生理学	2		2	
		細胞生物学	2		2	
		分子生物学Ⅰ	2		2	
		物理化学	2		2	
		有機元素化学	2		2	
		物理数学	2		2	
		地学概論	2		2	
		幾何学	2		2	
		代数学	2		2	
		解析学	2		2	
		プログラミングⅠ	2		2	
		情報処理発展	2	2		
専 門 科 目	生 命 科 学 科 目	生態測定学	3		2	
		応用生理学	3		2	
		古生物学	3		2	
		進化学Ⅱ	3		2	
		生命情報学Ⅱ	3		2	
		植物生理学	3		2	
		応用生物学	3		2	
		発生生物学	3		2	
		生物機能化学	3		2	
		分子遺伝学	3		2	
		分子生物学Ⅱ	3		2	
		クロマチン生物化学	3		2	
		総合神経科学	3		2	

		放射線生物学	3		2	
		生命科学各論	4		1	
	物質科学科目	機器分析化学	3		2	
		量子力学	2		2	
		統計力学	3		2	
		物性物理学	3		2	
		天体物理学	3		2	
		物質科学各論	4		1	
	数理学情報科学科目	幾何・代数学	2		2	
		応用統計学	3		2	
		情報数学 A	3		2	
		情報数学 B	3		2	
		プログラミングⅡ	3		2	
		数理情報科学各論	4		1	
卒業研究関連科目		総合理学実習	3	3		
		専門演習Ⅰ	3	2		
		専門演習Ⅱ	4	2		
		専門演習Ⅲ	4	2		
		卒業研究Ⅰ	3	4		
		卒業研究Ⅱ	4	4		
		卒業研究Ⅲ	4	4		
外国語科目		自然科学英語	2	2		
		グローバルコミュニケーション	3	2		
専門関連科目		総合博物学	2		2	
		理科教育法 1	3			2
		理科教育法 2	3			2
		○教育学概論 2	2			2
		○教職概論 2	2			2
		○教育制度論	3			2
		○学校教育心理学	2			2
		○特別支援教育 2	2			2
		○教育課程論	3			2
		○教育社会学	2			2
		○特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2			2
		○教育方法論 2	3			2
		○生徒・進路指導論	2			3
		○教育相談	3			2
		○高等学校教育実習	4			3
		○教職実践演習（中・高）	4			2

注 ○印は人文社会学部との共通開設科目である。

（一部改正 平成31年達第19号）

別表 4

区 分	最低修得必要単位数	
	必修科目	選択科目
専門基礎科目	7 単位	47単位以上
専門科目		
卒業研究関連科目	21単位	
外国語科目	4 単位	
専門関連科目		
専門教育科目合計	79単位以上	

別表 5 高等学校教諭一種免許状（理科）

	認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	本学での開設授業科目	
			科目名	単位数
教科及び教科の指導法に関する科目	高等学校教諭一種免許状（理科）	物理学	○物理学基礎	2
			力学	2
			電磁気学	2
			○波動・熱力学	2
			物理数学	2
		化学	○化学基礎	2
			物理化学	2
			有機元素化学	2
			機器分析化学	2
		生物学	○基礎生物学	2
			○生物学	2
			生態学	2
			基礎生理学	2
			進化学Ⅰ	2
			生命情報学Ⅰ	2
			生化学	2
			分子生理学	2
			細胞生物学	2
			分子生物学Ⅰ	2
			応用生理学	2
			進化学Ⅱ	2
			植物生理学	2
			応用生物学	2
			分子遺伝学	2
			分子生物学Ⅱ	2
		地学	○地学概論	2
			天体物理学	2
		「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」	○生命科学実験	2

		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	○理科教育法 1	2
			○理科教育法 2	2
教育の基礎的理解に関する科目等	高等学校教諭一種免許状（理科）	教育の基礎的理解に関する科目	○教育学概論 2	2
			○教職概論 2	2
			○教育制度論	2
			○学校教育心理学	2
			○特別支援教育 2	2
			○教育課程論	2
			教育社会学	2
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	○特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2
			○教育方法論 2	2
			○生徒・進路指導論	3
			○教育相談	2
		教育実践に関する科目	○高等学校教育実習	3
			○教職実践演習（中・高）	2
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目			○日本国憲法	2
			○健康・スポーツ科学	2
			○健康・スポーツ実技	1
			○CS: Presentation	2
			○情報処理基礎	2

注 ○印は教職課程の必修科目である。

（一部改正 平成31年達第19号、令和3年達第19号）

15. 名古屋市立大学大学院理学研究科の概要

学部での学修・卒業研究を通じてもっと深く研究したいことが見つかったら、大学院へ進学することも進路の選択肢です。大学院では、自分の研究テーマを追求する過程で、研究の着目点の技法や研究手法を身につけることができます。

理学研究科は、生命科学、物質科学、数理情報科学の各分野における科学技術の発展に寄与することを目標としています。また、分野を横断して柔軟な思考のできる理科系専門家、総合的な視点に立って判断できる人材の養成を目指しています。

【理学情報とは】

自然科学と情報科学は近年めざましい発展を続けています。自然科学の現象を情報科学の視点から捉える一方、自然科学が発見した現象や法則を情報科学に応用することによって両分野の融合を図り、相互の発展をねらいとする境界領域の研究分野です。

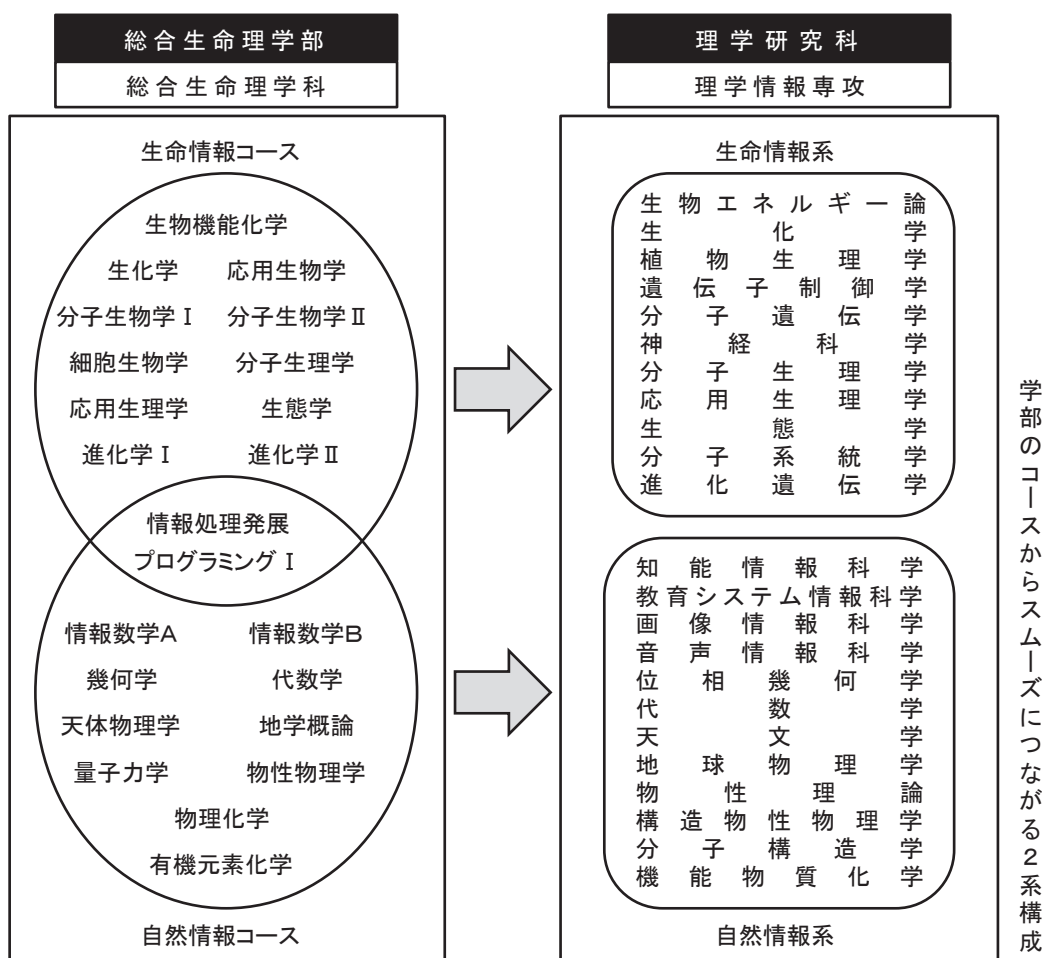
【多彩な研究分野と複数指導】

幅広い研究分野の連携をはかるため「生物学、化学、物理学、数学、情報科学」など多彩な分野を専攻する教員が本研究科では2つの系列（生命情報系、自然情報系）を構成して指導にあたります。原則として指導教員は1名ですが、関連する分野の複数の教員による指導を受けることも可能です。

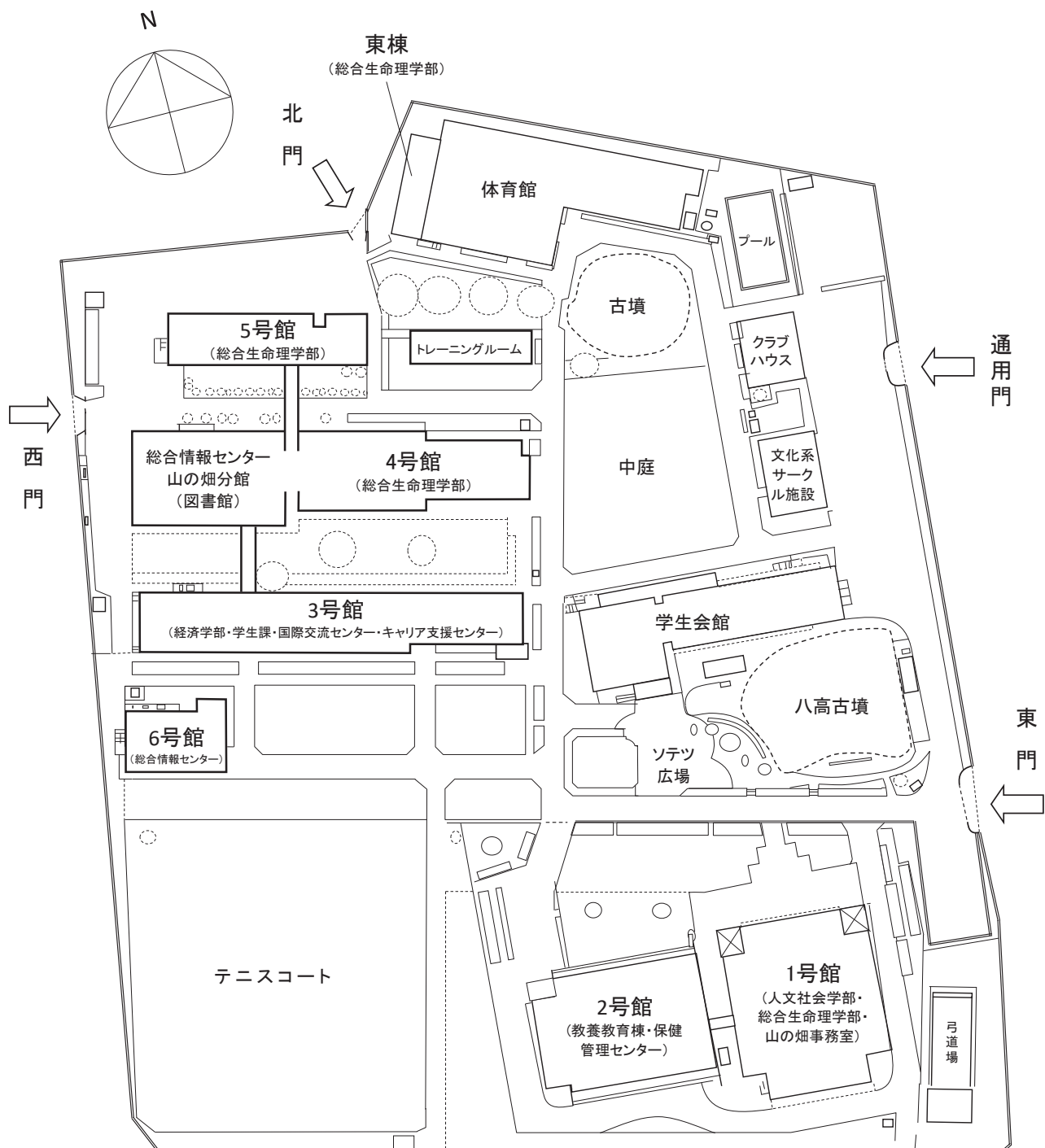
【柔軟なカリキュラム】

多様な経歴をもつ学生に柔軟に対応するため、カリキュラムを昼夜開講制とし、その構成にも工夫を施しています。共通科目群の履修により基礎的素養を確かなものにするとともに、2つの専門科目系列（生命情報系、自然情報系）を選択履修し、特定の領域を深く掘り下げることができます。さらには多彩な関連科目の選択により内容を幅広く発展させることも可能です。

総合生命理学部から理学研究科への接続



16. 滝子（山の畑）キャンパス配置図



2021 年度

履 修 要 項
(総合生命理学部)

発 行 名古屋市立大学総合生命理学部
郵便番号 467-8501
名古屋市瑞穂区瑞穂町字山の畑 1
電 話 052-872-5802

